



令和3年 3月5日(金)  
(2021年)

No. 15365 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会  
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)  
郵便番号 104-0061  
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347  
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4  
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術  
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円  
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び  
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

## 目次

☆令和2年特許権・実用新案権民事訴訟  
事件判決の概況…………… (1)

☆特許庁ホームページに「お助けサイト」を  
新設しました…………… (11)

# 令和2年特許権・実用新案権民事訴訟事件 判決の概況

青木・関根・田中法律事務所  
弁護士・弁理士 森 修一郎

## 〔I〕はじめに

本編は、令和2年に判決の言渡しのあった特許権及び実用新案権に関する民事訴訟事件判決の概況についてとりまとめたものである。

裁判所ホームページ「知的財産裁判例集」に掲載された判決54件を対象としている<sup>1</sup>。

特許権及び実用新案権に係る民事事件は東京地裁と大阪地裁の専属管轄であり、それらの控訴審は知

財高裁であるので、一審判決は東京地裁と大阪地裁判決、控訴審判決は知財高裁判決である。知財高裁判決には大合議判決1件を含む。また、最高裁判決は、1件であった(上告棄却・不受理決定は除く)。

以下において、特許法は「特」、実用新案法は「実」、意匠法は「意」、著作権法は「著」、不正競争防止法は「不競法」「不」、民法は「民」、民事訴訟法は「民訴」、私的独占の禁止及び公正取引確保に

知的財産法務を専門分野とする弁護士・弁理士高橋淳は特許侵害訴訟を中心として活動してきましたが、近時は、職務発明規定の作成、変更に関するコンサルタント業務に注力しており、多数の書籍、論文の執筆、セミナー、講演、テレビ出演などを通じて職務発明規定変更の実務の第一人者として知られており、多数の相談実績を有しています。

みやび坂総合法律事務所は、特許、著作権、商標、不正競争防止法及び意匠等の知的財産法務の他、職務発明制度を含む知財制度設計に関するコンサルティング・サービスを提供しています。また、企業法務(海外を含む)に加え、難易度の高い家事事件にも積極的に取り組んでいます。

事務所名、住所、電話及びファックス番号が変更になりました!

**みやび坂総合法律事務所**

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-5 リンクススクエア新宿16階

TEL 050-5534-8882

FAX 03-5539-4836

E-mail [jun20dai@gmail.com](mailto:jun20dai@gmail.com)